

## 【オーバーヘッドアンケート調査結果：私立大学編】

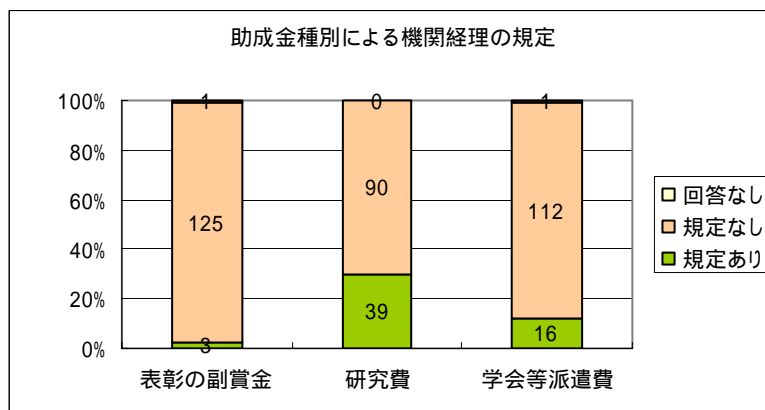
発送数・回答数・回答率は以下の通りで129件を有効回答数とした。

発送数	回答数(回答率)
224	129(約58%)

### 機関経理についての設問

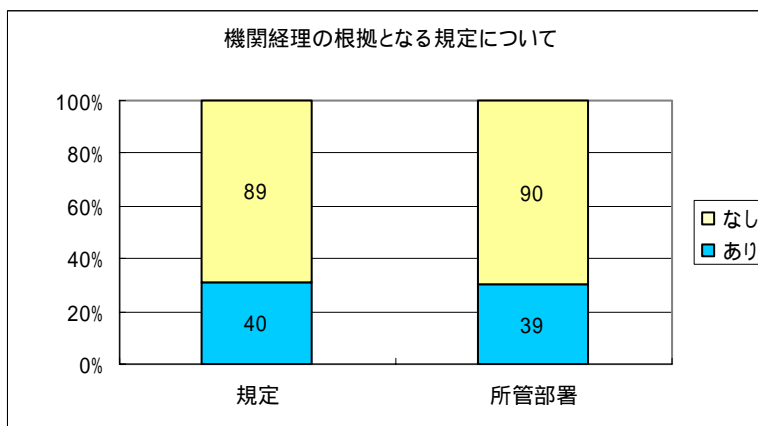
#### 1. 助成金種別による機関経理の規定有無

「研究費」の30%が最も割合が高かった。



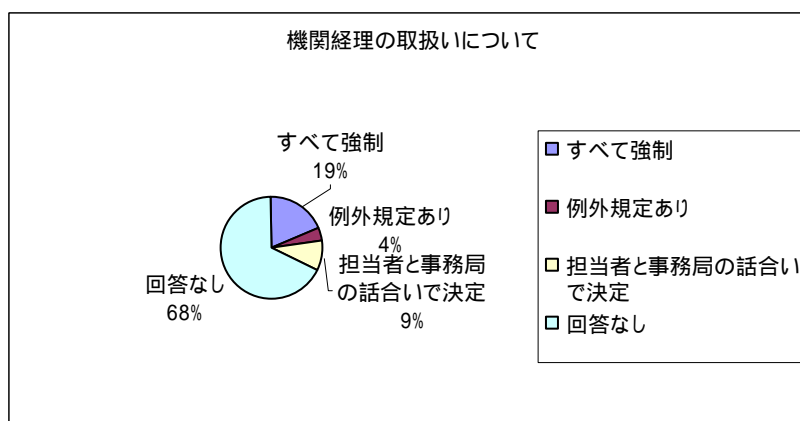
#### 2. 機関経理の根拠となる規定について

31%の大学は機関経理の根拠となる規定がある。なお、規定には学内通知のたぐいも含む。



#### 3. 機関経理の取扱いについて

19%が助成金をすべて強制し機関経理として取り扱う。それ以外では4%が機関経理としない例外の規定を設けており、9%が担当者と事務局との話し合いで取扱いを決定するとなった。



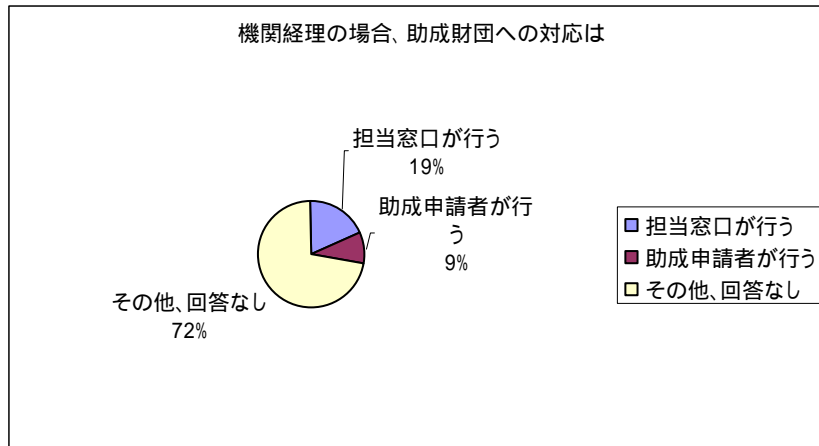
#### 例外規定の内容

規程以外の研究助成。原則大学の経理取扱いにならない処理するが、助成団体の規程があればそれに従う。

規程に沿い難い場合は助成財団の指定する条件によることができる。公的資金等で間接経費徴収になじまないものを中心に個別対応。規定外の取扱は常務理事会の承認により行うことができる。

#### 4. 機関経理の場合、助成財団への対応

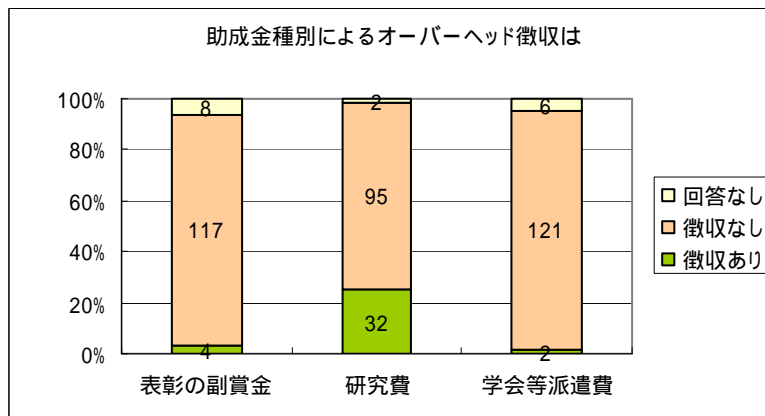
19%が会計報告及び実施報告等をすべて担当窓口が行い、9%が助成財団との連絡を助成申請者である個人が行っている。



#### オーバーヘッドについての設問

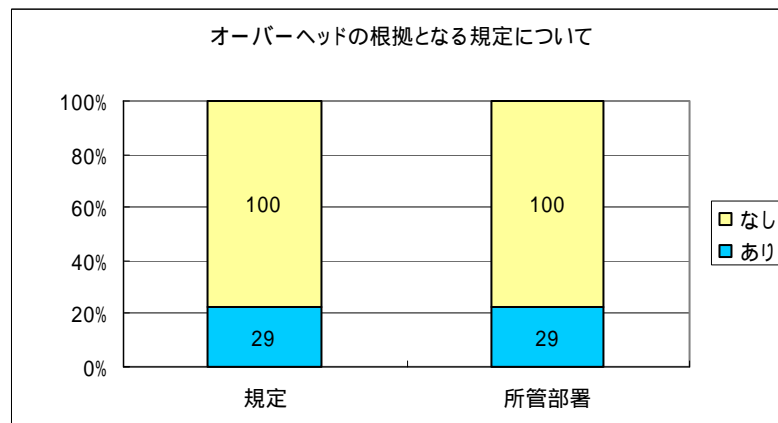
#### 5. 助成金種別によるオーバーヘッドの徴収有無

「研究費」は25%がオーバーヘッドを徴収していて最も割合が高かった。



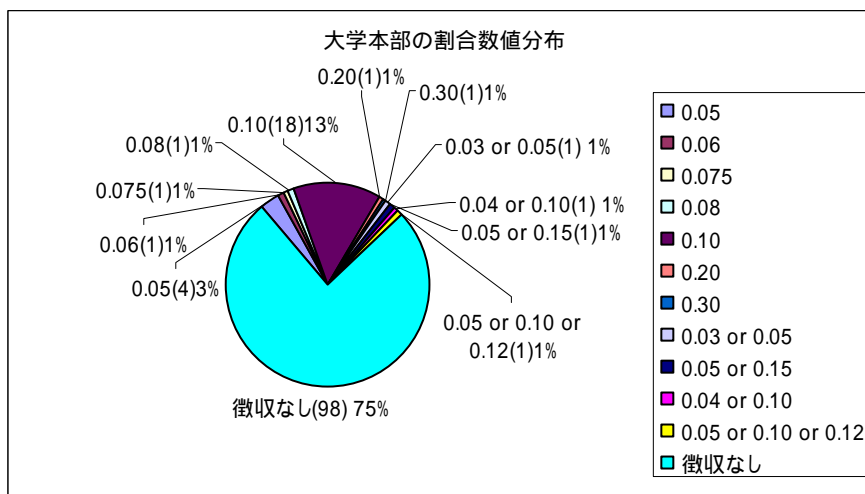
#### 6. オーバーヘッドの根拠となる規定について

22%の大学はオーバーヘッドの根拠となる規定がある。なお規定には学内通知や申合せ・会議も含む。



## 7. オーバーヘッドの算定方法について

25% (31大学) が本部として、助成金に対するある割合を基にオーバーヘッドを徴収している。



### 算定基礎

研究助成金事務経費取扱要項において定める。施設設備利用費（光熱水料費等）として徴収。10%とした算定基礎はない。当該研究活動に要する光熱水料費等への一部充当額。

光熱水料費として助成金の10%を大学側が受け取ることとする。他大学を参考に徴収割合を決定。

受託研究取扱規程に準拠。事務処理5%、施設等利用料5%、研究員人件費なし（負担可能であれば積極的に加算いただきたい）。よって当施設・設備を使用しない場合は5%とする。

直接経費1,000万未満：直接経費の3%、直接経費1,000万以上：直接経費の5% 研究助成を目的とした指定寄付は、大学内の施設を利用すること、経費執行における事務管理費を要すること及び他大学の実態調査の結果等を助案し、平成9年度より事務管理費として一律10%を控除することとした。

受入研究費の10%相当を施設等利用費（管理費）として徴収。医学部全体の教育研究費に占める光熱水費・原価償却費等で各教室負担とは出来ない部分について使用経費割合を積算した（臨床系0.15基礎系0.05）。

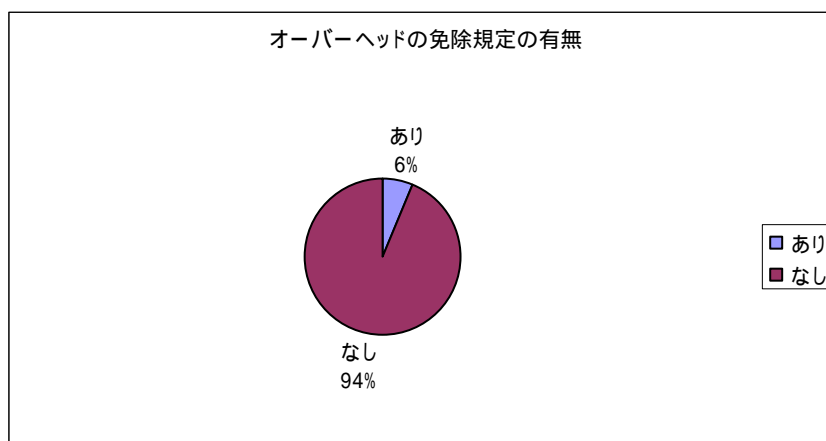
研究助成金に対して5%を施設設備利用料及び光熱水費に充当し徴収する。特別な算定基礎なし（施設管理費・光熱水費として）開学時に他の国立・私立大学の規程を参考に基準を決めた。

実験を伴う研究は受入金額の10%相当、実験を伴わない研究は受入金額の4%相当。

管理経費相当額として次の通り。A:大学の教育研究に関わる施設・設備を使用する場合10%、B:大学の教育研究に関わる施設・設備を使用しない場合5%。完成後払いならそれぞれ2%を上乗せ。

## 8. オーバーヘッドの免除規定の有無

6%の大学が、特定の活動や分野に対してはオーバーヘッドの免除規定を設けている。具体例は以下の通り（大学ごと）。



規定はなし。個人へ助成金の場合はオーバーヘッド分を相手事務局と交渉。個人へ助成金でも経理委任（委任状を求める）によって経理報告・処理を行う。よって個人が管理することはない。

企業からの受託研究、研究奨励寄付金の受入については、一般管理費の規程を設け7.5%を徴収して事務処理を行う。助成財団からの助成金もそれに準じて処理をする。ただし、その都度財団へ、A:機関経理,B:研究奨励寄附金としての扱い,C:一般管理費徴収の可否を確認して処理する。

本学で機関経理をする場合に限り、受入金額・研究費総額の6%を徴収。ただし助成財団でオーバーヘッド徴収を認めない場合は、話し合いにより免除もあり得る。

寄附者が国・地方公共団体または公益法人等である場合は徴収しない。

助成団体から事務管理費の控除等に関する条件が付されている場合には、それに従うこととしている。

規程はなし。委託（助成）元からの特別な指示がある場合はその都度、学内決裁にて承認。

基礎系は依頼件数が少ないので5%に減額している。国・公共団体から受入れたものは間接経費の一部または全部を免除することができる。各種助成団体の採択に基づき受入れたものについては、間接経費の一部を免除することが出来る。